

■やまと小磯診療所は「発熱診療等医療機関」です

■明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

■オンライン資格確認について

当院は【医療情報取得加算】の算定医療機関です。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。通院の際には毎回ご提示ください。オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。※マイナンバーカードが無くても、健康保険証での受診も可能です。(R6.12月に保険証廃止予定)

■一般名処方加算について

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします

※一般名処方とは

一般的な名称により処方箋を発行することです。お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載します。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

■長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者様の状態に応じ以下の対応も可能です

- ・28日以上の長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

■当院では、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ①オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
- ②マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③電子カルテ情報共有サービスを使用しているほか、電子処方箋を導入を検討しています。